

第78回事業年度末(平成20年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸出金	9,114,977	債券	6,821,949
証券貸付	6,221,262	債券発行高	6,821,949
手形貸付	897,016	預金	2,655,067
当座貸付	1,475,817	定期預金	1,424,987
割引手形	520,881	通知預金	59,399
外国為替	7,243	普通預金	639,251
買入外国為替	1,010	当座預金	449,636
取立外国為替	2,118	公金預金	18,186
外国他店預け	4,114	その他の預金	63,605
有価証券	1,463,473	譲渡性預金	9,917
国債	924,830	借入金	67,719
地方債	37,065	借入金	67,719
株式	410,496	特定取引負債	9,108
その他の証券	67,520	特定金融派生商品	9,108
特定取引資産	13,580	コールマネー	24,547
商品有価証券	99	売現先勘定	39,896
特定金融派生商品	13,480	外国為替	75
買入金銭債権	37,549	売渡外国為替	12
コールローン	15,429	外国他店借	62
現金預け金	74,118	その他の負債	299,365
現金	31,276	未決済為替借	0
預け金	42,842	未払費用	18,533
その他の資産	29,196	未払法人税等	300
未決済為替	3	前受収益	18,361
前払費用	19	従業員預り金	7,821
未収収益	6,549	金融派生商品	1,170
金融派生商品	2,057	未払債券元金	249,680
その他の資産	20,566	その他の負債	3,497
有形固定資産	41,940	賞与引当金	4,520
建物	16,514	退職給付引当金	20,285
土地	24,303	役員退職慰労引当金	92
その他の有形固定資産	1,122	睡眠債券等払戻損失引当金	3,684
無形固定資産	6,491	支払承諾	71,867
ソフトウェア	5,535	支払承諾	68,230
その他の無形固定資産	956	代理貸付保証	3,636
繰延税金資産	68,486	負債の部合計	10,028,097
支払承諾見返	71,867	(純資産の部)	
支払承諾見返	68,230	資本金	522,765
代理貸付保証見返	3,636	政府出資金	405,367
貸倒引当金	△ 221,404	組合出資金	117,397
		利益剰余金	169,312
		利益準備金	30,210
		その他利益剰余金	139,101
		任意積立金	113,633
		特別積立金	113,169
		退職給与基金	464
		当期末処分利益	25,467
		出資者勘定合計	692,077
		その他有価証券評価差額金	2,776
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		評価・換算差額等合計	2,775
		純資産の部合計	694,852
資産の部合計	10,722,950	負債及び純資産の部合計	10,722,950

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。
- 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法の償却方法に基づく定率法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ12百万円減少しております。
- 当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
7. 債券繰延資産の処理方法
- 債券発行費用は、支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)
- にて、発生の翌期から定額法により損益処理
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は13百万円、特別損失は79百万円それぞれ増加し、経常利益は13百万円、税引前当期純利益は92百万円それぞれ減少しております。
13. 睡眠債券等払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券等払戻損失引当金として計上しております。
- 債券・預金・未払配当金等について、一定の要件を満たしたものは負債計上の中止（雑益処理）をしておりますが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は222百万円、特別損失は3,462百万円それぞれ増加し、経常利益は222百万円、税引前当期純利益は3,684百万円それぞれ減少しております。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。
- なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1百万円（税効果控除前）であります。
16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。
- なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
18. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
19. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
20. 有形固定資産の減価償却累計額 54,534百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,688百万円
22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は84,665百万円、延滞債権額は240,174百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,062百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は97,887百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は426,790百万円であります。
- なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は521,891百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 265,356百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,128百万円

借入金 9,300百万円

売現先勘定 39,896百万円

上記のほか、為替決済、外為円決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券208,989百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,363百万円であります。

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 41,000百万円が含まれております。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は 262,037百万円であります。

31. 1口当たりの純資産額 132円91銭

32. 商工組合中央金庫法施行規則第27条ノ8第2号に規定されているその他有価証券評価差額金に計上した金額は、2,776百万円であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下36.まで同様であります。

売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	99	△0

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	243,736	245,285	1,549	1,576	26
社債	7,866	7,873	7	18	11
その他	4,019	3,988	△31	—	31
合計	255,622	257,147	1,524	1,595	70

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	12,311	16,069	3,758	4,612	854
債券	850,606	854,532	3,926	4,148	222
国債	677,938	681,093	3,155	3,308	153
地方債	36,925	37,065	140	156	15
社債	135,742	136,373	630	683	52
その他	65,630	61,976	△3,653	36	3,690
合計	928,548	932,579	4,030	8,797	4,767

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

34. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	380,779	1,111	3,368

35. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	7,490
債券	266,257
その他の証券	21,255

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	518,126	847,690	6,575	-
国債	414,265	510,564	-	-
地方債	11,774	25,291	-	-
社債	92,086	311,834	6,575	-
その他	29,574	25,686	20,989	9,476
合計	547,700	873,377	27,565	9,476

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、790,508百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が747,303百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	62,679百万円
退職給与引当金	5,691
その他	8,803

繰延税金資産小計 77,175

評価性引当額 △ 7,434

繰延税金資産合計 69,740

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 1,254

繰延税金負債合計 1,254

繰延税金資産の純額 68,486百万円

39. 「株式会社商工組合中央金庫法」（平成19年法律第74号）が平成19年6月1日に公布され、平成20年10月1日以降開始する事業年度より適用される法人税率、及び事業税率が変更されることとなります。

この変更により、当金庫の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成20年10月1日以降開始する事業年度の法定実効税率は、当期の31.12%から40.40%となり、「繰延税金資産」は11,160百万円増加し、当期に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。

